

京都市立病院整備運営事業

「入札説明書」に関する想定質問回答

No	ページ	該当箇所					タイトル	質問	回答	2月6日に公告した入札説明書等に関して3月30日に公表した質問回答から変更したもの				
		本文												
		第1	1	(1)	ア	(ア)								
1	1	1				a	入札説明書等の優先順位	「入札説明書と実施方針等及び実施方針等に関する質問回答集に相違がある場合は、入札説明書等の規定が優先する」とありますが「入札説明書等」を構成する各資料の効力の明確な優先順位をご教示下さい。	ここでいう、入札説明書等とは、入札説明書、事業契約書、要求水準書、様式集、落札者決定基準、入札説明書資料集を指します。この資料の優先順位は、事業契約書>要求水準書>入札説明書=様式集=落札者決定基準=入札説明書資料集とします。					
2	2	2	3				公共施設等の管理者等	管理者が地方独立行政法人に変更された場合でも、債務負担行為に関する最終的な責任は市が負うことになるとの理解で宜しいでしょうか。	地方独立行政法人法第66条において、地方独立行政法人が設立する際に、その法人が行う業務に対し、現に設立団体が有する権利及び義務は、基本的に当該地方独立行政法人に継承することとされております。また、地方独立行政法人は、独立採算のもとに運営することを原則としますが、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産の基礎を有しなければならず、設立団体はその資本金の2分の1以上を出資しなければならないとされており、設立団体の長による検査の実施なども規定されています。 さらに、同法第93条において、地方独立行政法人が解散する場合に、その財産をもって債務を完済することができないときは、設立団体は、当該債務を完済するために要する費用の全部を負担しなければならないこととされており、実質的には設立団体である市がその債務を保証する形となります。					
4	7	3	2				対話について	質問回答の回数も制限されており、事業者側としては、対話の際にしか、確認できないことも多く想定されますので、対話の回数を増やして欲しいのですが、いかがでしょうか。	現時点では対話の回数を増やすことは想定しておりません。ただし、対話での状況等を踏まえ、市が必要と判断した際には、追加の対話をを行うこともあります。					
6	7	3	2				選定の手順及びスケジュール	入札説明書等に関する質問の機会が1回のみとなっております。入れまでに対話は2回設けていただいているますが、時間に制約もあり、確認項目が多い場合は、全て取り上げることが困難であることから、文書で提出する質問の機会を増やしていくことは可能でしょうか。	対話の前に、質問の機会を設けることは想定しておりません。ただし、対話時の確認項目が多い場合は、必要に応じて書面での回答も併用します。					
7	7	3	2				選定の手順及びスケジュール	入札辞退書の提出期限が相当に早い時期となっていますが、理由等ご教示ください。	入札辞退書の提出は、施設見学会及び2回の対話を実施し、本事業の内容を十分に把握していただいた後になりますので、提出期限が相当に早い時期とは考えておりません。					
8	8	3	4				参加資格に関する事項	主要協力企業が担当する業務のうち医療事務業務とは、その他病院運営業務の医療事務業務であり、診療情報管理業務や医療支援業務などは別業務であり、含まれていないとの解釈でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。					
9	8	3	4				全体マネジメント業務を主導的に行う者	「主導的」の明確な定義等はございますでしょうか。	「主導的に行う者」とは、全体マネジメント業務を実施するに当たり、中心となって他の事業者を指導する役割を担う者を指します。受託金額が最も大きい者のほか、入札参加グループ内での役割分担などを総合的に判断し、主導的に行う者であると客観的に認められる者をいいます。					
10	8	3	4				代表者	代表者が「全体マネジメント業務」を主導的に行う必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。					
11	8	3	4				構成員の変更	主要協力企業はやむを得ない事情が生じ、貴市が認めた場合は変更が可能のことですが、構成員についてはいかなる事情があつても変更はできないのでしょうか。 構成員がグループより脱退する場合や主要協力企業や協力企業から構成員に変更といふこともできないのでしょうか。	代表者及び構成員の変更是認めません。ただし、構成員については、各々の構成員が満たすべき資格要件を満たしている者が複数者あるときは、そのうち1者以上が構成員として存続するのであれば、他のものがやむを得ない事情によって構成員でなくなることは認めることとします。 主要協力企業は、やむを得ない事情が生じ、市が認めた場合は変更を認めます。ただし、変更の申し出があった場合において、入札参加資格確認申請書の提出日に確認した資格要件を満たすことが必要となります。 なお、主要協力企業及び協力企業を構成員に変更することは認めません。					

No	ページ	該当箇所					タイトル	質問	回答	2月6日に公告した入札説明書等に関する3月30日に公表した質問回答から変更したもの				
		本文												
		第1	1	(1)	ア	(ア)								
12	8	3	4			a	主要協力企業の変更	「やむを得ない事情」とは具体的にどのような事象を想定されていますでしょうか。ご教示ください。	当該企業が破産等により業務を継続することが困難となつた場合などが想定されますが、具体的には、個別の案件により判断することとします。					
13	9	3	4	1	ウ		経営コンサルティングの実績	当該実績の内容や受託金額等は、特に問われないとの理解でよろしいでしょうか。	経営コンサルティング業務であると客観的に認められる業務実績があれば、内容や受託金額は問いません。					
14	10	3	4	1	カ	ア	d 工事監理業務	実施方針の質疑では、「設計施工分離を前提としている」ことでしたが、入札説明書では、この質疑を受け「設計・工事監理は建設業者と異なること」が、「工事監理は建設業者と異なることに変更されております。この意図は、「設計施工でも良い」という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。					
15	10	3	4	1	カ	イ	c 建設業務に当たる者の要件	(a)と(b)の要件は、両方も満たす要件ですか? それとも、いずれかを満たす要件でしょうか?	両方も満たすべき要件です。					
16	13	3	5	3			入札説明書に関する質問	今回(4/16~4/24)以降に追加質問できる機会がありますでしょうか。	追加質問を受け付けることは想定しておりません。対話の機会を活用願います。					
17	14	3	5	3	ウ		入札説明書に関する質問の受け付及び質問に対する回答	5月19日の「回答公表」について、公表された回答に対する質問がある場合、受け取ることは可能でしょうか。	No.16を御参照ください。					
19	14	3	5	5	ア		施設見学会	見学希望の際には、施設状況を確認されたい企業と、運営業務内容を確認されたい企業、両方を確認されたい企業、また、一部分のみ集中して確認されたい企業等、企業によって様々だと思いますので、希望内容毎に分かれての見学は可能でしょうか。	入札参加グループごとに一括して施設見学を実施することを基本としますが、提出していただく施設見学会参加申込書の見学希望箇所を参考にしながら、引き続き検討します。					
22	14	3	5	5	ウ		施設見学会 希望する見学場所	希望しても見学できない場所等は、あらかじめご指定・ご教示いただけますでしょうか。	提出していただく施設見学会参加申込書の見学希望箇所を確認し、施設見学会当日までに連絡することとします。					
23	14	3	5	5	ウ		施設見学会 当日の対応	見学している過程でご説明いただく方等に必要に応じてピアリングさせていただくことは可能でしょうか。	それぞれの見学箇所で行っている業務の内容や流れについての質問には、対応させていただきますが、要求水準書の解釈に関わるような質問は受け付けません。 なお、施設見学会での回答は、市、事業者双方を拘束するものではありません。正式な回答を求められる場合は、対話の機会を御活用願います。					
24	14	3	5	5	ウ		施設見学会 参加人数	様式集では「申込状況によっては、1社あたりの参加人数を制限する場合もある」と記載がございますが、おおよその参加人数の想定はござりますでしょうか。	現時点では具体的に想定している人数はありません。施設見学会参加申込書の申込状況に応じて検討させていただきます。					
25	14	3	5	5	ウ		施設見学会 参加人数	参加者の人数や人物の変更はいつまでにご連絡すればよろしいでしょうか。	参加人数の増減により、施設見学会当日の当院の人員体制などを変更する必要がある場合もありますので、できるだけ早急に御連絡をお願いします。					
26	14	3	5	5	ウ		施設見学会への参加申込方法	施設見学会への参加を希望する事業者は既定の要領にて参加申込みを行う旨の記載がありますが、見学会への参加は本事業に参加を希望する企業ごとに申込み、入札参加グループ単位の申込みではないとの理解で宜しいでしょうか。	入札参加表明の手続を行った者を施設見学会の参加対象しておりますので、申込み、見学は、入札参加グループごとします。					
28	14						添付書類	参加資格に関する添付書類で、一般競争入札の入札参加資格があることの証明書に写しとありますが、工事については、入札参加資格審査結果通知書の写し(はがき)でよろしいでしょうか。通知書の写しでダメならどのような証明書か教えていただけないでしょうか。	入札参加資格審査結果通知書の写しで結構です。 なお、同通知書がお手元にない場合は、本市で確認することも可能ですので、京都市行財政局財政部契約課に御相談ください。	○				
29	15	3	5	6			入札参加資格確認審査結果の通知	「資格確認の結果を、京都市立病院ホームページなどを通じて公表する」とあります。この場合、公表されるのは代表企業のみでしょうか? 構成員や主要協力企業等も公表されるのでしょうか?	代表企業のほか、構成員については、京都市立病院ホームページにおいて公表することとします。ただし、市会での審議を行う上で必要とされる場合などにおいては、公表する対象を拡大することがあります。					
31	15	3	5	6			入札参加資格があると認めた者への通知	入札参加資格があると認めた者が複数でない場合の通知はどのようにされるのでしょうか。	入札参加資格があると認めた者が複数でない場合は、入札参加者の代表者に対して、一般競争入札参加資格確認通知書により通知しますが、入札予定価格の通知は行いません。					

No	ページ	該当箇所					タイトル	質問	回答	2月6日に公告した入札説明書等に関する3月30日に公表した質問回答から変更したもの				
		本文												
		第1	1	(1)	ア	(ア)								
32	15	3	5	6		a	予定価格の通知	入札公告_8_(3)で、「一般競争入札に参加する資格を有するものが一者のときは、予定価格の事前公表は、行わない。」とありますが、入札説明書の本箇所も同じ主旨との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。					
33	16	3	5	8	エ		結果の公表	対話の議事録以外にも、対話へ参加した企業のリストは公表されるのでしょうか。	原則として、公表しない予定です。					
34	16	3	5	8	エ		対話の公表(第1回・第2回)	複数の入札参加者がそれぞれ対話に参加した場合には、対話に参加した他の入札参加者にも議事録が公表されるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。					
35	16	3	5	8	エ		対話結果の公表範囲の限定	仮に、対話内容が他の入札参加者に公表される場合、事業者独自のノウハウや提案予定内容に関する内容を「非公開」とすることは可能でしょうか。	原則として、事業者独自のノウハウや提案予定内容に関する内容については、非公開とします。					
36	16	3	5	8			対話の対象者	施設見学会では対象者が明記がございましたが、対話においても参加表明手続を行った者のみが対象であるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。					
37	16	3	5	8			対話の所要時間	1回あたりの対話での所要時間はどの程度を想定されていますでしょうか。	4時間程度を想定しております。					
38	16	3	5	8			対話時間の延長	対話時間内で事業者側の希望する議題が網羅できない場合、予め事業者が書面にて用意してきた議題に対して、後日公開の対話の議事録等で回答頂くことは可能でしょうか。	対話の状況に応じて、議事録等の公表に合わせて本市の見解や回答を公表することも検討します。					
39	16	3	5	8			対話内容・参加人數の追加・変更	5月21日に申込した内容及び参加者の変更はいつまでにご連絡すればよろしいでしょうか。また、内容の追加は認めていただけるのでしょうか。	できるだけ早い段階での御連絡をお願いします(遅くとも対話の1週間前までに)。内容の追加は可能です。					
40	16	3	5	8			対話の出席者	貴市側の出席者はどのようなメンバーを想定されていますでしょうか。	対話の議題にもよりますが、院長、副院長、事務局長、事務局次長、病院改革推進担当部長、診療科統括部長、総看護師長のほか、診療技術部門、管理課、医事課の各部門の長、管理課整備担当、都市計画局公共建築部企画設計課の職員などを想定しています。	○				
41	16	3	5	8			対話への公共側参加者	現状想定される公共側の参加者をご教示下さい。審査委員会の方も参加されるとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、No.40を御参照ください。後段については、現在、検討中です。					
42	16	3	5	8			公共側参加者の固定	毎回同一のメンバーが参加されるとの理解で宜しいでしょうか。	基本的には同一メンバーが参加することを考えておりますが、議題の内容によっては、変更する場合があります。					
43	16	3	5	8			実施日の決定通知	対話の実施日の決定はいつ頃、どのように通知されるのでしょうか。	対話の参加申込の状況を踏まえ、実施日を調整したりで、早急にお知らせします。					
46	16	3	5	9			第1回対話と第2回対話の相違点	第1回目対話と第2回目対話の、実施上の相違点があればご教示下さい。	第1回目の対話の結果を踏まえ、第2回目の対話を実施することになりますが、実施上の明確な相違点はないと考えております。					
47	18	3	5	10	イ	キ	一般競争入札参加資格確認通知書の提示	一般競争入札参加資格確認通知書は写しの提示でも可能でしょうか。	写しの提示でも可能です。					
49	18	3	5	10	イ	コ	再度の入札	「再度の入札」とありますが、どのような場合に行われるのでしょうか。また、いつ行われるのでしょうか。	前段については、予定価格の事前公表を行わない場合に限り、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、1回を限度として再度の入札を行うことがあります。 後段については、再度の入札執行は、前回の開札終了後、直ちにその場で行うものとします。	○				

No	ページ	該当箇所					タイトル	質問	回答	2月6日に公告した入札説明書等に関する3月30日に公表した質問回答から変更したもの				
		本文												
		第1	1	(1)	ア	(ア)								
51	18	3	6	2		a	入札の取消し	この状態になるときまでに、事業者側としては、相当の労力と金員を投入することになりますが、それに対する保証はあるのでしょうか。 また、第三者が悪意をもって取り消しを行うことができるを考えますので、この条文の削除、若しくは変更はいかがでしょうか。	御指摘いただいた点については理解しますが、市としての保証やこの条文の見直しは考えておりませんので、御了承ください。 なお、入札参加資格確認申請時には、入札参加者だけでなく、主要協力企業も明らかにさせ、その実績などの参加資格要件を確認することとしており、悪意をもった事業者が入札に参加する可能性は、相当程度、排除できているものと考えております。また、万一、入札取消となった場合でも、早期に再入札公告を行い、本事業のスケジュールへの影響をできる限り小さくしていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いします。					
53	18	3	6	2			入札の取消し	「入札参加者が一者になったときは本事業の入札を取り消す」とありますが、入札辞退書提出期限を超えたときに判断した場合であっても取り消されるのでしょうか。	御理解のとおりです。					
54	19	3	6	5			提案書類に関するヒアリング	「本市が必要と認めた場合には…(中略)…入札参加者に対し、提案書類に関するヒアリングを実施する。」とありますが、落札者決定基準P4.3.(1)では、「提案内容審査に当たっては、入札参加者に対してヒアリングを行う」とあります。入札参加者に対する提案書類に関するヒアリングは、必ず実施されるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。					
55	19	3	6	5			提案書類に関するヒアリング	ヒアリングにおけるプレゼンテーション資料に制限はあるのでしょうか。	制限はありませんが、提案書に記載した内容を逸脱した内容を資料化することはできないものとします。					
56	19	3	6	5			提案書類に関するヒアリング	ヒアリングの際に、参加できる企業、人数等について、お考えがあればお教え願います。	参加する企業は、代表企業のほかは任意とします。人数は全企業合計して、最大15名以内とします。	○				
57	19	3	6	5			提案書類に関するヒアリング	開催日時及び開催場所等の詳細は、いつ頃通知されるのでしょうか。	8月19日の入札の状況を踏まえ、できるだけ早急に通知することとします。	○				
58	19	3	6	6			入札保証金	入札保証金、入札保証保険及び契約保証の予約の提出期限はいつになるのでしょうか。	入札参加資格確認結果通知日から入札期限までに提出していただきます。					
59	19	3	6	6			入札保証金	入札保証保険または契約保証の予約を提出する場合、被保険者または予約契約者の名義はどのようなものを想定されておりますか。	入札保証保険における被保険者として「京都市」、契約保証の予約証書における予約契約者として「落札者グループの代表者」といったものを想定しております。					
60	19	3	6	6			入札保証金	入札保証金はいくら納付すればよろしいのでしょうか。	入札保証金の金額等(市債の場合における市債の総額、金融機関の保証の場合における保証金額及び入札保証保険の場合における保険金額を含む。)は、入札金額(税込み)の100分の5以上に相当する額とします。 金融機関の契約保証の予約の場合における保証金額については、建設工事費相当額に係る入札金額(税込み)の100分の30に相当する額とします。 保証事業会社の契約保証の予約の場合における契約希望金額については、建設工事費相当額に係る入札金額(税込み)に相当する額とします。					
62	19	3	6	6			入札保証金	入札保証保険を提出する場合、保険期間はどの程度確保すればよろしいのでしょうか。	入札参加者が落札したのに契約を締結しない場合のリスクに備えるという趣旨から、落札者に対しては入札保証保険の提出から契約締結(契約保証金の納付)までの期間が基本となります。					
63	19	3	6	6			入札保証金の免除	「金融機関若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合」とありますが、この証明方法はどのような方法を想定されてますでしょうか。	契約保証の予約証書を提出していただきます。					
64	25	6	2	4			SPCに対する支払い額の減額等	物価変動にともなう工事費の増減は、入札後から工事完了時までの各段階において清算されると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。事業契約書(案)第127条及び別紙14によります。					